福岡市老人医療費助成制度（４１老人）等の請求明細書等の記載方法

１　福岡市老人医療費助成制度（通称４１老人）に係る診療報酬明細書等について

（１）一部負担金額欄について

４１老人の一部負担金は、老人保健法（通称２７老人）に準拠し、医療証に記した「一部負担金の割合」に応じて医療費の１割又は２割を徴収していただきますが、診療報酬明細書の一部負担金額欄につきましては、次のとおり記載してください。なお、一部負担金額については必ず記載をお願いします。また、記載につきましては、２７老人と異なりますので、御注意ください。

Ⅰ　入院の場合

①　４１老人の「一部負担金の割合」が２割で、高額療養費の扱いとなる場合（７２,３００円十〔医療費－３６１,５００円〕×１％）は１円単位での記載となります。

②　４１老人の「一部負担金の割合」が２割で、過去１年間に３回以上（平成１４年１０月から起算）高額療養費の支給対象となっていたことが、医療機関で把握可能なときは、４回目から一部負担金の徴収は４０,２００円までとなります。

③　４１老人の「一部負担金の割合」が２割、かつ健康保険の自己負担も２割で同額となるときは、４１老人の助成額はありませんので、この場合は健康保険単独として記載してください。

④　前記①以外の場合は１０円単位（総医療費の１割又は２割。１０円未満の端数は四捨五入。）での記載となります。

Ⅱ　外来の場合

①　４１老人の「一部負担金の割合」が２割、かつ健康保険の自己負担も２割で同額となるときは、薬剤一部負担金のみ４１老人の助成額となりますので、この場合一部負担金額欄は１円単位での記載となります。なお、薬剤一部負担金が生じないときは４１老人の助成額はありませんので、健康保険単独として記載してください。

②　前記①以外の場合は１０円単位（総医療費の１割又は２割。１０円未満の端数は四捨五入。）での記載となります。

（２）診療報酬明細書の保険種別・本人家族欄について

診療報酬明細書の保険種別・本人家族欄が改正されていますが、４１老人につきましては、これまでと同様の記載となります。

＜＜例：医科国保外来の場合＞＞

1 医科	①社・国 2　公費	3　老人 4　退職	1　単独 ②　2併 3　3併	②　本外 4　三外 6　家外	8　高外9 0　高外8	←この欄は使用しません。

４１老人の場合、

２　福岡市老人医療費請求書（４１老人：社保本人用）について

これまでの様式中「自己負担区分〔病 200 以上・病 200 未満・診定率・診定額〕」欄を削除します。旧様式を使用される場合は、この欄の記載は不要となります。その他の変更箇所はありません。
「一部負担金」欄は、診療報酬明細書の金額と同額にて記載してください。
請求書総括票の様式につきましては、これまでどおり変更はありません。なお、９月診療分以前と１０月診療分以降を分けて請求書及び総括票を作成のうえ、国保連合会へ提出してください。

３　老人保健法（２７障害者）一部負担金・老人訪問看護基本利用料請求書〔福岡市用〕について

「入外区分」欄が次のとおり改正（診療報酬明細書の保険種別を記載）となります。旧様式を使用される場合は、《取り繕い記載例》を参照し記載してください。
「請求金額」は、入院の場合、診療報酬明細書の「負担金額」欄に記載した額を記載してください。外来の場合は請求点の１割又は２割に１０を乗じた額を記載となります。ただし、在総診又は在医総を算定する場合は、診療報酬明細書の「一部負担金額」欄に記載した額を記載してください。
請求書総括票の様式につきましては、これまでどおり変更はありません。なお、９月診療分以前と１０月診療分以降を分けて請求書及び総括票を作成のうえ、国保連合会へ提出してください。

＜＜改正前＞＞

入外区分	１　入院　　２　外来 （調剤・訪問）

→

＜＜改正後＞＞

入外区分	７　高入９　　８　高外９ ９　高入８　　０　高外８

＜＜取り繕い記載例＞＞

入外区分	~~１　入院　　２　外来~~ ⑦　（調剤・訪問）

↑

「１入院　　２外来」を＝線で訂正し、該当する種別（７ 高入９・８ 高外９・９ 高入８・０高外８）のコード（７・８・９・０）を記入し〇で囲む。

＜お問い合わせ先＞　〒810-8620
福岡市中央区天神一丁目８番１号
福岡市役所保健福祉局保健医療部保険年金課医療係
TEL（092）711-4235　　FAX（092）733-5441